### 毎日新聞寄付講座07

「ジャーナリズムの現在 I ネット社会とジャーナリズム」

# 第9回「ネットが拡散させる児童ポルノ」

2007 年 6 月 19 日 毎日新聞政治部記者 堀井恵里子

## 1 児童ポルノの状況

世界:児童ポルノのページは 10 万件、数十億米ドルとも インターポールには 50 万件のデータベース、1000 万件の画像 ヌードのほか、性的行為も

児童ポルノの検索サイトでは1日16万件の検索

日本:インターネットホットラインセンター(06年6月開設)

開設以来~07年3月までの10カ月:

児童ポルノの公然陳列と判断したのは 1042 件(日本 5 6 5 件、海外 4 7 7 件) 参考 アニメ、漫画の"児童ポルノ"(合法だが) 1 0 5 件

記事の事例: 埼玉、宮城県警捜査の事件 逮捕者14人。 押収画像は 500 万点 1000 人前後の日本人女児の映像など、数万人分

#### 2 児童ポルノの対策

- ①スウェーデン=児童ポルノの製造、拡散、所持を禁止 ブロッキング。96 年の世界大会の最初の開催地、日本でも01 年に開催、当時の田中真紀子外相など
  - ・現状:02年と比較して

画像は、数万件→数百万件 動画は1分→1時間程度に

・対策:民間団体「ECPAT」がサイトで通報を受ける。児童ポルノと判断したものは、警察のほかISPに連絡。ISPはそのサイトにアクセスできないような措置=ブロッキング=を取る。ISPは主要企業が参加し、利用者の90%をカバーする

ブロッキングによる「ストップ」表示は、1日に2~3万回出される(意図 しないものも含む)

・ 法改正 「見ること」の禁止も議論に 実効性よりも啓発的な意味

- ②アメリカ=児童ポルノの製産、拡散、所持を禁止 ブロッキングより捜査摘発(自由の国、ペンシルベニア州の裁判例)
  - ・現状:数十億ドルのビジネス 州に数千件の通報、98年以降1100人の被害児童 確定、低年齢化、親の関わり(日本もそうだが)
  - ・対策: FBI、税関、郵政省、司法省がそれぞれ摘発 民間団体のNCMEC(National Center for Exploited and Missing Children) が通報を受け、情報を分析し、上記団体に情報提供。06年には、「金融連合」「技術連合」も発足 NCMECがユニーク データベース、捜査機関からの出向 ビッグダディのケース おとり捜査やテレビ番組での放映も

## ③日本=法改正を含めて

- ・現状:99 年に児童買春・児童ポルノ禁止法が議員立法で成立 提供、公然陳列を禁止し、その目的での製造、所持などを禁止 個人的な収集での「単純所持」 は合法
- ・摘発:01年128件→06年251件(ネット関連、途中増減あり)
- ・被害児童: 01 年 175 人→05 年 246 人 05 年では 小学生 10.6% 中学生 27.6% 高校生 48.4%
- ・今年は法律改正の時期 単純所持と漫画・アニメ
- ・ブログに寄せられた賛否

## 3 その他

コミュニケーションの容易さ、SNSなどでの個人情報公開への注意 広がり続ける情報 国内だけでは閉じない問題

#### 【講義を担当して】

今回は、「ジャーナリズムの現在 I ネット社会とジャーナリズム」で講義をし、質問を受け、レポートを読ませて頂きました。特集以外の日々の紙面では読者の方から直接手紙を頂く機会はあまりなく、今回の講義は自らが発した情報がどのように受け取られているかということが良く分かる、貴重な機会でした。

レポートの中には、児童ポルノの単純所持を日本でも禁止するかどうかについては、「児童ポルノをみることで満足し、実際の子どもに危害をあたえることを防いでいるのではないか」という趣旨の意見もありました。しかし、漫画、アニメはともかくも、実際の被害者がいる写真や動画については、「必要悪」という考え方はできないと、私自身は思っています。

皆さんのさまざまな意見を知ることができ、勉強になりました。ありがとうございます。

#### 【感想文で出された疑問への回答】

① 児童ポルノには、「児童の合意があっての撮影」なども含むのか。あるいはレイプや盗 撮に限定されるのか。

←児童買春・児童ポルノ禁止法において「児童」は 18 歳未満。「児童ポルノ」は「児童を相手とする性交またはその類似行為にかかる児童の姿態」などです。合意のあるなしは、児童ポルノであるかどうかの判断にはかかわりません。事前に「合意」があったとしても、それを超えた暴行を受ける危険性もあります。

② アニメ、漫画の「児童ポルノ」はなぜ合法とされたのか。

→法律を作る時には、実在の子どもの権利擁護という考えが基礎に置かれました。アニメ、漫画の場合は、それ自体が直接子どもの虐待とかかわってはいないため、法律の枠組みに合わなくなってしまったという立法技術上の問題があります。アニメ、漫画も禁止する場合は、法律の枠組みを、再考することになると思います。